

## 保証料の返戻等にかかるご案内

1. 保証機関とはどのような機関か。  
保証機関とは、JA等の融資機関からローン等の融資を受ける際、連帯保証人に代わって融資の保証を行う機関です。
2. 保証料とはどのようなものか。  
保証料は、連帯保証を依頼する対価として保証機関にお支払いいただくものです。
3. 融資を受けた後に返済期間を延長する場合の保証料はいくらぐらいか。  
延長する期間や延長時のお借入金残高（保証残高）などに応じて決まることとなりますので、詳しくは、ご返済条件の変更を希望される際に、ご確認ください。
4. 融資当初の約定どおりに完済すれば、保証料は返戻されるのか。  
保証料は、連帯保証を依頼する対価として保証機関にお支払いいただくものですので、約定どおりにご返済いただいた場合であっても保証料はお返しできません。
5. どのような場合に保証料は返戻されるのか。  
次の基準をすべて満たすときは、お支払いいただいた保証料の一部（全部）を返戻いたします。
  - ① 保証料の支払方法が一括前取り方式または分割前取り方式である場合。
  - ② お借入残高の全額を最終返済期限の前一括してご返済（繰上完済）される場合。または、お借入残高の一部を最終返済期限の前にご返済（一部繰償）される場合。
  - ③ 保証機関所定の計算式により算出した保証料返戻額が1,000円を超える場合。

(※) 以下の場合については返戻の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ① 返済期間短縮のためのご返済条件の変更
- ② 約定どおりのご返済による完済

### 【参考】

ご契約時にお客様に署名・捺印をいただきます「金銭消費貸借ならびに債務保証委託契約証書」の特約条項において、返戻を受ける場合の返戻保証料の算出方法・金額については「保証機関の定めによる」ことが定められており、ご了解のうえ契約をご締結いただきます。

\* 金銭消費貸借ならびに債務保証委託契約証書 特約条項抜粋

(甲…お客様、丙…保証機関)

第〇〇条(債務保証料等)

- ② 甲は、前項により甲が支払いをした債務保証料について全額繰上返済の場合を除き払戻を受けなくても差し支えありません。
- ③ 甲は、全額繰り上げ返済により払戻を受ける場合の返戻保証料の算出方法、金額について丙の定めによることとして差し支えありません。

6. 返戻額が1,000円以下の場合にはなぜ返戻されないのか。  
保証機関において、保証料の返戻に必要な事務経費が1,000円程度必要と見込んでいるためです。どうかご理解ください。
7. 全額繰上返済・一部繰上返済から保証料の返戻までの期間はどれぐらいか。  
毎月1日～10日の全額・一部繰上返済取引分は11日、11日～20日の取引分は21日、21日～月末取引分は翌月1日が返戻日（休日の場合は翌営業日）となります。
8. 保証料返戻額は、返済口座への入金以外の方法で受け取ることはできないのか。  
恐れ入りますが、現在のところローンご返済口座への入金以外の方法での返金はしておりません。どうかご理解ください。

9. 保証料の返戻額はどのように計算されるのか。

保証料の返戻額は、保証機関所定の算式により、残りのご返済期間やお借入残高などに基づき決まることとなります。

★返戻保証料計算例（全額繰上償還）

＜元利均等月払償還明細表＞

償還方法	元利均等月払	償還日	25日
実行日	H21.10.1	初回償還年月	H21.10
約定利率	5.000%	据置期限	無し
金額	10,000,000円	実行摘要	両端

(金額単位:円)

回数	償還期日	償還金額	元金充当額	利息	償還後残高
実行	21.10.01				10,000,000
1	21.10.25	848,654	814,408	34,246	9,185,592
2	21.11.25	856,074	817,801	38,273	8,367,791
3	21.12.25	856,074	821,209	34,865	7,546,582
4	22.01.25	856,074	824,630	31,444	6,721,952
5	22.02.25	856,074	828,066	28,008	5,893,886
6	22.03.25	856,074	831,517	24,557	5,062,369
7	22.04.25	856,074	834,981	21,093	4,227,388
8	22.05.25	856,074	838,460	17,614	3,388,928
9	22.06.25	856,074	841,954	14,120	2,546,974
10	22.07.25	856,074	845,462	10,612	1,701,512
11	22.08.25	856,074	848,985	7,089	852,527
12	22.09.25	856,074	852,527	3,547	0
	合計	10,265,468	10,000,000	265,468	

(注1) 利息は月割(端日数は日割)計算とします。

①返戻保証料(未経過保証料)計算式

$$\text{未経過保証料} = \frac{\text{繰上前貸出残高} \times \text{保証範囲} \times \text{月数(日数)} \times \text{保証料率} \times \text{期間割引係数}}{12(365)}$$

未経過の保証料は、この計算式により各期間毎に算出された保証料の最終期限までの累計額です。

未経過保証料=返戻保証料

\* 計算結果が返戻最低保証料以上のときに返戻されます。

②前提条件

- 全額繰上償還日……………H. 22. 06. 30
- 返戻最低保証料……………1, 000円
- 保証料率1%、保証範囲 100%、割引率 4%

③返戻保証料(未経過保証料)計算

H22.07.01~H22.07.25分	$2,546,974 \times 100\% \times 25 \times 1\% \times \frac{1}{\left(1 + \frac{4\% \times 1}{12}\right)^9} \div 365 = 1,693$
(端数日数分)	
H22.07.26~H22.08.25分	$1,701,512 \times 100\% \times 1 \times 1\% \times \frac{1}{\left(1 + \frac{4\% \times 1}{12}\right)^{10}} \div 12 = 1,371$
H22.08.26~H22.09.25分	$852,527 \times 100\% \times 1 \times 1\% \times \frac{1}{\left(1 + \frac{4\% \times 1}{12}\right)^{11}} \div 12 = 684$
<b>未経過保証料(=返戻保証料) 合計</b>	<b>3,748円</b>

(注2) 期間割引係数の元金償還回次は実行日からの回次が適用されます。

(注3) 期日一括償還のときは、元金償還周期を12ヶ月と仮定して計算されます。

(注4) 一括前取で元利均等償還の場合は、保証機関所定の利率で賦金を計算し、未経過保証料計算が行われます。

以上